

(広報資料)



令和5年5月16日
京都市交通局
担当：自動車部運輸課
電話：075-863-5123
担当：自動車部技術課
電話：075-863-5153

市バスで
子育て支援！

市バス前面へのベビーカーマーク（大型ステッカー）の掲出について

交通局では、平成22年度から市バスにはベビーカーを折り畳まずにそのまま御乗車いただくことができるよう、車内2か所にベビーカーを固定できる補助ベルトを設置のうえ、固定場所に御利用方法のステッカーを掲出、さらに、乗車口横にベビーカーマークを掲出しています。

この度、より分かりやすく表示するため、市バス全車両の前面に、ベビーカーマークの大型ステッカーを掲出しますのでお知らせします。

引き続き、ベビーカーを御利用の方をはじめ、皆様に安心して快適に市バスを御利用いただける環境づくりに取り組んでまいります。

記

1 対象車両

市バス全車両（801両）

2 掲出日

令和5年5月18日（木）から順次

3 掲出箇所



【ベビーカーマーク】



（大型車の場合）

【参考】ベビーカーで市バスを安心して御利用いただく方法

1 進行方向に対し**後ろ向き**で
車輪ストッパーをかけてください。



2 ベビーカーの
シートベルトを装着してください。



3 **補助ベルト**を、お客様自身で
しっかりと固定してください。



4 しっかりとベビーカーを支えてください。



©Casako yamaguchi

◇ ベビーカーの乗車位置はこちらです。

